

労基みえ

第198号 令和5年1月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会
津市上浜町1丁目293-4

TEL (059) 227-1051
FAX (059) 227-1739

URL <http://www.mierouki.or.jp>
E-mail: roukimie@mierouki.or.jp



夜明け（鈴鹿市）

新年のごあいさつ



一般社団法人
三重労働基準協会連合会

会長 伊藤 歳恭

明けましておめでとうございます。

令和5年の新春を迎え、心よりお慶び申し上げます。当連合会は、おかげさまで令和4年12月に設立75周年を迎えました。これもひとえに、三重労働局はじめ、関係機関や諸団体の皆様のご支援と、会員各位のご協力の賜物であると、心より感謝申し上げます。

さて、去年は、夏場にかけて新型コロナウイルスの第7波が猛威を振るい、新規感染者数は過去最高を更新しました。その後、秋にかけて減少に転じ、経済活動の再開に向けた機運が高まるなか、当連合会においても徹底した感染対策のもと、去年は「三重県産業安全衛生大会」を開催することができました。現在、再び感染者数は増加傾向にあり、一刻も早い終息を願うばかりです。

日本経済については、昨年以降、エネルギー価格や食料品などを中心に値上げが進んでおり、消費動向が心配されるところであります。新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むとともに、緩和的な金融環境や政府の経済政策の効果により、上昇基調に向かうことが期待されます。

また、本年5月には、「G7広島サミット」に併せて、志摩市で交通相会合が開催されます。県内全域で機運を高め、多くの方々に三重県の魅力を知っ

ていただくことで、地域経済の活性化につながることを期待しております。

さて、今年は新たに、令和5年度から5ヵ年の「第14次労働災害防止計画」が策定されます。労働災害については、特に小売業や飲食店、社会福祉施設などの第3次産業において、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」（腰痛）が増加しており、厚労省は対策を進めていく方針です。本計画では、柱の一つとして、「労働者の協力を得て企業が自発的に安全対策に取り組むための意識啓発」が提示されており、安全衛生対策に自発的かつ主体的に取り組むことを促すため、対策に取り組む企業が社会的に評価される環境の整備などを進める方針です。

当連合会におきましては、登録教習機関ならびに登録安全衛生推進者等養成講習機関として、技能講習をはじめとする各種教育講習を実施しており、多くの皆様にご利用いただいております。本年も労働災害の防止に寄与すべく、講習等の充実を図っていくほか、各地区の労働基準協会と連携しながら、安全衛生等に関する周知啓発、意識の高揚のためのセミナー開催や広報活動などを積極的に進めていきたいと考えています。

最後になりますが、新しい年が皆様にとって、より良い年になるよう心からお祈り申し上げますとともに、当連合会の事業活動への変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶



三重労働局長

金 尾 文 敬

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、労働行政の推進に、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況は先行きの不透明感があるものの、三重県内の雇用情勢につきましては感染症が広がる以前の水準まで回復しているところであります。

しかしながら、ウクライナ情勢などを背景とした国際的な原材料価格の上昇、急激な円安、物価高など、会員の皆様には、事業運営に大変なご苦労があるものと拝察いたします。

このような状況を踏まえ、三重労働局といたしましては、本年も引き続き、新しい資本主義を加速させるため、「賃上げ」、「労働移動の円滑化」及び「人への投資」を推進し、雇用機会の維持・確保や労働環境の整備など雇用・労働施策に全力をあげて取り組んでまいります。

さて、労働災害の防止について、昨年の三重県内における労働災害による死亡者数は、11月末時点で8人と昨年同期比で9人減少しておりますが、休業4日以上死傷者数につきましては、11月末現在で1,882人（前年同期比で76人の増加：新型コロナウイルス感染症のり患者を除く。）となり、第13次労働災害防止計画の目標である「死傷災害2,000人未満」の達成は厳しい状況です。

近年は、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しております。

また、依然として、過重労働や業務によるストレスなどを原因とする脳・心臓疾患事案や精神障害事案の労災認定が数多くあります。

三重労働局では、これら労働災害の現状を踏まえ、第13次防計画の評価及び課題の分析を行い、令和5年度を初年度とする「第14次労働災害防止計画」を策定することとしております。

各会員企業におかれましても、経営トップの強い決意の下、労使双方が相当の危機感を持って、労働災害防止対策に取り組んでくださいますよう、お願い申し上げます。

続いて、「働き方改革」についてですが、令和5年4月より、中小企業について月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%に引き上げられます。

また、令和6年4月より、建設事業、自動車運転の業務、医師などについて、時間外労働の上限規制の適用猶予が廃止されます。

こうしたことから、引き続き、中小企業等を中心に、働き方改革について丁寧に法令の趣旨・内容の理解を促し、長時間労働削減に向けた自主的な取組を促進してまいります。

さらに、同一企業における正規と非正規との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金について、労働基準監督署において事実関係の確認を行うなど、非正規雇用労働者の待遇改善も積極的に支援してまいります。

併せて、三重県最低賃金が昨年の10月1日から31円引き上げられ時給933円となったことに伴い、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金を引き上げた場合に対象となる「業務改善助成金」や、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するための「キャリアアップ助成金」など、三重労働局では、様々な場面で活用できる各種の助成金を用意しておりますので、活用についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

結びに、労働行政の推進に当たっては、貴協会並びに会員各位のご理解とご協力が不可欠です。今後とも、皆様と連携し、三重労働局職員が一丸となつて、役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

末筆ながら、貴協会の益々のご発展と会員企業の皆様のご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

三重労働局長がベストプラクティス企業を訪問しました ～ 株式会社石吉組 ～

三重労働局（金尾文敬局長）は、「過労死等防止啓発月間（毎年11月）」中の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、令和4年度の働き方改革ベストプラクティス企業を選定し、令和4年11月10日、三重労働局長が職場訪問を実施しました。

ベストプラクティス企業に選定されたのは、志摩市に本社を置き、建設業のほか、介護施設を運営している「株式会社石吉組」（代表取締役社長橋爪吉生様）です。株式会社石吉組は、現場でITを利用した無人化・省力化の実施、「三重県で一番社員にやさしい会社を目指す」職場環境改善活動など、様々な働き方改革への取組を行っています。



同一労働同一賃金の実現のための 事業主向けの情報&支援ツール

自社の待遇の状況が法律の内容に沿ったものなのかどうか、待遇の状況を入力することで、法律に対応しているか点検できるツールなど、下記に掲載されています。ご活用ください。

パートタイム・有期雇用労働法について知りたい

パートタイム・有期雇用労働法について(解説動画)

パートタイム・有期雇用労働法の内容について、事業主の皆様に取り組んでいただきたいことについて解説しています。

URL▶

<https://part-tanikan.mhlw.go.jp/reform/>

QRコード▶



パートタイム・有期雇用労働法に沿って 自社の待遇の状況を点検したい

パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書

自社の待遇の状況が法律の内容に沿ったものなのかどうか、点検の手順を示しています。待遇の状況を入力することで法律に対応しているか点検できるツールも掲載しています。

URL▶

<https://www.mhlw.go.jp/content/000656095.pdf>

QRコード▶



パートタイム・有期雇用労働法 を含めた労働関係法令全般について 自社の法対応状況を確認したい

パートタイム・有期雇用労働法等 対応状況チェックツール

パートタイム・有期雇用労働法やその他の労働関係法令について、自社の取組状況を点検しパートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇改善に向けてどのように取り組むべきかを確認することができます。

URL▶

<https://part-tanikan.mhlw.go.jp/shindan2/>

QRコード▶



三重労働局

局 長	金 尾 文 敬
総 務 部 長	戸 奥 針 片
総 務 課 長	野 生 野 田
労働保険徴収室長	宮 森 北 原
労働基準部長	久 保 田
監督課長	山 石 藤 村
健康安全課長	上 田
労災補償課長	
賃金室長	
雇用環境・均等室長	
職業安定部長	
職業安定課長	
職業対策課長	
需給調整事業室長	
訓練室長	

謹 賀 新 年

労働基準監督署

四日市労働基準監督署長	松 田 滋
松阪労働基準監督署長	藤 田 敏
津労働基準監督署長	藤 川 市
伊勢労働基準監督署長	古 留 原
伊賀労働基準監督署長	久 留 原
熊野労働基準監督署長	小 西

公共職業安定所

四日市公共職業安定所長	井 谷 秀 夫
伊勢公共職業安定所長	杉 本 公 紀
津公共職業安定所長	高 木 俊 久
松阪公共職業安定所長	堀 内 浩 文
桑名公共職業安定所長	堀 内 浩 文
伊賀公共職業安定所長	深 田 浩 之
尾鷲公共職業安定所長	中 村 彦 彦
尾鷲公共職業安定所熊野出張所長	池 田 考 博
鈴鹿公共職業安定所長	大 平

一般社団法人三重労働基準協会連合会

会 長	伊 藤 歳 恭 生
副 会 長	藤 野 崎 口 弘 幸
副 会 長	山 谷 谷 森
専 務 理 事	

地区労働基準協会

桑名労働基準協会 会長	山 本 重 雄
(一社)四日市労働基準協会 会長	山 崎 長 弘
津労働基準協会 会長	山 谷 宇 野 恭 幸
松阪労働基準協会 会長	山 谷 宇 野 恭 幸
伊勢労働基準協会 会長	山 谷 宇 野 恭 幸
伊賀労働基準協会 会長	山 谷 宇 野 恭 幸
熊野尾鷲労働基準協会 会長	山 谷 宇 野 恭 幸

事業主の皆様へ
令和4年7月8日施行

女性活躍推進法に基づく「情報公表」に 「男女の賃金の差異」が追加されました

「女性活躍推進法」では、一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表が、常時雇用する労働者101人以上の企業に義務づけられています（100人以下は努力義務）。情報公表は、年1回以上更新が必要です。

今年7月8日の施行に伴い、301人以上の企業を対象に、「男女の賃金の差異」の状況把握・情報公表が義務付けられました。初回「男女賃金の差異」の情報公表は、施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表していただきます。

企業規模	女性活躍推進法の情報公表項目
301人以上	A、B、Cの3項目の情報を公表 ●「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」に関する実績 (A) 8項目から1項目選択 + (B) 男女の賃金の差異 (必須) 新規 ●「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」に関する実績 (C) 7項目から1項目選択
101人以上300人以下	上記の計16項目から任意の1項目以上
100人以下	努力義務

各区分の情報公表項目

「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」 (A)以下の①～⑧の8項目から1項目選択 + (B)⑨の項目 (必須)	「職業生活と家庭生活との両立」 (C)以下の7項目から1項目選択※従来どおり
①採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) ②男女別の採用における競争倍率(区) ③労働者に占める女性労働者の割合(区)(派) ④係長級にある者に占める女性労働者の割合 ⑤管理職に占める女性労働者の割合 ⑥役員に占める女性の割合 ⑦男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派) ⑧男女別の再雇用又は中途採用の実績	①男女の平均継続勤務年数の差異 ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ③男女別の育児休業取得率(区) ④労働者の一月当たりの平均残業時間 ⑤労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派) ⑥有給休暇取得率 ⑦有給休暇取得率(区)

- ・(区)は雇用管理区分ごとに、(派)は派遣労働者を含めて、公表を行う必要があります。
- ・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合(パーセント)で示します。また、「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

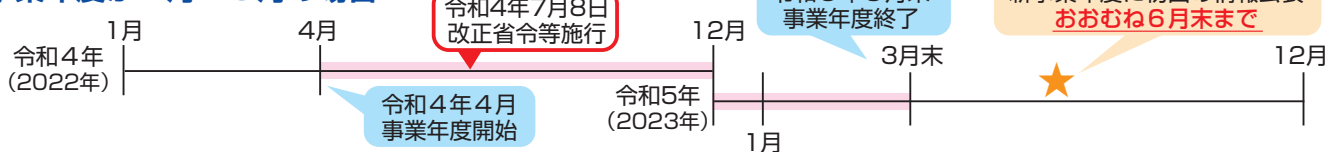
「男女の賃金の差異」の情報公表のイメージ

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	XX.X%
正社員	YY.Y%
パート・有期	ZZ.Z%

付記事項(例)

- ・対象期間：●●事業年度(●●年●月●日～●●年●月●日)
- ・正社員：社外への出向者を除く。
- ・パート・有期：契約社員、アルバイト、パートが該当。
- ・賃金：通勤手当等を除く。
- ※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。
- ※計算の前提とした重要事項を付記
(対象期間、対象労働者の範囲、「賃金」の範囲等)

事業年度が4月～3月の場合



▶「男女の賃金の差異」の情報公表に関する詳細を含め、女性活躍推進法の詳細は厚生労働省ウェブサイト(女性活躍推進法特集ページ)をご覧ください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

◀情報公表の際は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

URL: <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



お問い合わせ先

三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059-226-2318

事業主の皆さまへ

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

令和5年4月1日施行

育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。**

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度（会計年度）の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

令和4年10月1日施行

産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

規定例は[こちら](#)

対象期間／取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができる
分割取得	2回まで分割して取得可能（2回分まとめて申し出する必要あり）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる（就業可能日数等には上限あり）

育児休業制度の変更（改正後の内容）

1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申し出）
特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。 特別な事情がある場合に限り再取得可能

令和4年4月1日施行

妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか（①はオンライン面談も可）

育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得**事例の収集・提供**
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休**制度と育児休業取得促進に関する方針の周知**

有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 就業規則等を見直しましょう

「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件が撤廃され、以下の要件のみとなりました。

- （育児休業）1歳6か月までの間に契約が満了 することが明らかでない
- （介護休業）介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

お問い合わせ先：三重労働局雇用環境・均等室（TEL059-226-2318）

職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が 導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施

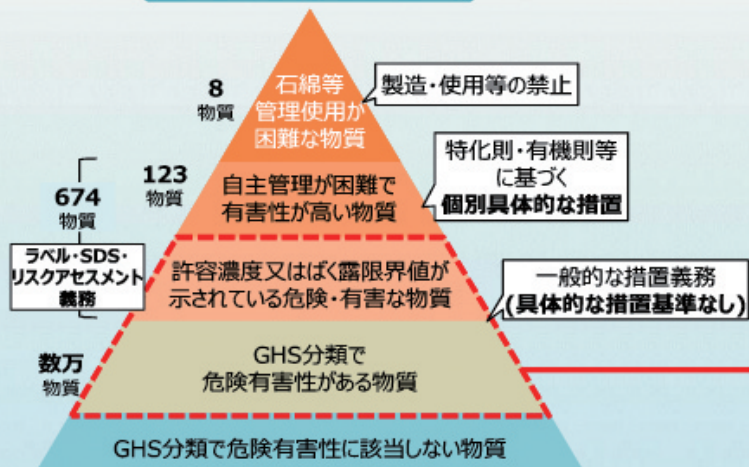


リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



有害性に関する情報量

約2,900物質

(国がモデルラベル・SDS作成済みの物質)

数万物質

国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国によるGHS未分類物質

ラベル・SDSによる伝達義務

ラベル・SDSによる伝達努力義務

リスクアセスメント実施義務

リスクアセスメント実施努力義務

ばく露を基準以下とする義務

ばく露を最小限度にする義務

ばく露を最小限度にする努力義務

適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務

改正法令は、段階的（令和4年5月31日・令和5年4月1日・令和6年4月1日）に施行されます。

- 改正内容は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

- 詳しくは、所轄労働基準監督署（安全衛生担当課）までお問い合わせください。



派遣先、発注者対象



労働者派遣・請負を適正に行うための研修会

派遣労働者の同一労働同一賃金をはじめとする、派遣先が行わなければならない手続きについての研修会です。また、労働者派遣事業と請負とは、労働者の安全衛生の確保、労働時間管理等に関して、雇用主、派遣先、注文主が負うべき責任が異なっています。このため、労働者派遣事業が請負かの区分を明確にする必要がありますのでこの点についても解説します。

日時 令和5年2月2日(木)・3日(金)

各日 第1回 10:00~11:30
第2回 14:00~15:30

定員 各回先着50名

場所 津公共職業安定所 2階会議室

津市島崎町327-1 (近鉄・JR 津駅より徒歩15分)

※公共交通機関でのご来所をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加人数を事業所ごと2名までとさせていただきます。
※検温、アルコール消毒、マスク着用にご協力ください。※中止、開催方法の変更は三重労働局HPにてご案内します。

主催：三重労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室

T E L : 059-226-2165 Mail : jukyu-mie@mhlw.go.jp

所在地：三重県津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎2階



申込 裏面参加申込書を記入の上メールに添付または TEL にてお申込み下さい。
三重労働局 HP からダウンロードできます。
詳しくは下のQRコードからアクセス下さい。



2022(令和4)年10月1日施行 職業安定法 改正のポイント

求職者が安心して求職活動を行うことができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として、「求人等に関する情報の的確な表示の義務化」、「個人情報の取扱いに関するルール」の整備、「求人メディア等に関する届出制の創設」の改正が行われました。

1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

- ①求人情報 ②求職者情報 ③求人企業に関する情報
④自社に関する情報 ⑤事業の実績に関する情報

求人企業の義務

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、以下の措置を行うなど、求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

- 募集を終了・内容変更したら、速やかに求人情報の提供を終了・内容を変更する。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するよう依頼する。
- いつの時点の求人情報かを明らかにする。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者の義務

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、以下の求人情報・求職者情報を正確・最新の内容に保つ措置を講じなければなりません。

全ての事業者	●求人情報・求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する。 ●求人情報・求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する。
職業紹介事業者	●求人者・求職者に定期的に求人情報・求職者情報が最新かどうか確認する。 - または ●求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。
依頼を受けて情報を提供する募集情報等提供事業者	●求人情報の提供依頼者に、募集が終了した場合や求人情報の内容変更について速やかに通知するよう依頼する。求職者情報の提供依頼者は、求職者情報を正確・最新の内容に保つよう依頼する。 - または ●求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。
自ら収集した情報を提供する募集情報等提供事業者	●求人情報・求職者情報を定期的に収集・更新し、その頻度を明らかにする。 - または ●求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。

2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

- ✕ 「募集情報等提供のために使用します」とのみ表示。
- 「求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用します」と表示。
- 「会員登録時に入力いただいた情報を、当社の会員企業に提供します」と表示。

3 求人メディア等について届出制が創設されます

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、インターネット上の公開情報等から収集(クローリング)した求人情報・求職者情報を提供するサービス等を行う事業者も職業安定法の「募集情報等提供事業者」になりました。

特定募集情報等提供事業者の届出

特定募集情報等提供事業者(求職者に関する情報を収集する募集情報等提供事業者)に、届出制が導入されます。また、年に1度、提供している募集情報等の規模等の事業の概況を報告する必要があります。

※「求職者に関する情報」には、氏名等の特定の個人が識別できる個人情報だけでなく、メールアドレスや経歴、サイトの閲覧履歴等を含みます。

令和4年10月1日時点で特定募集情報等提供事業を行っている事業者は、令和4年12月31日までに届け出る必要があります。

届出が「必要」な例

- ・会員登録を求めている場合
- ・メールアドレスを集めて配信している場合
- ・閲覧履歴に基づく情報提供をしている場合

届出が「不要」な例

- ・紙媒体でのみ情報提供している場合

個人情報の保護

特定募集情報等提供事業者も、職業安定法の個人情報に関する規定の対象となります。

- ・業務の目的の範囲内で個人情報を収集・使用・保管しなくてはなりません。
- ・業務上知り得た人の秘密を漏らしてはなりません。
- ・個人情報をみだりに第三者に提供してはなりません。

三重県内の 最低賃金

三重県最低賃金 時間額 **933円**
(令和4年10月1日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。ただし、次の労働者は、「三重県最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇い入れ後3月未満（「電線・ケーブル製造業」は6月未満）の者であって、技能習得中のもの
- ③ 主として清掃又は片付け等軽易業務に従事する者

※派遣労働者については、派遣先の地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金			効力発生日
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額	970円	令和4年12月21日
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	952円	令和4年12月21日
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	987円	令和4年12月21日

※三重県最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、「三重県鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円、平成10年12月15日発効）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円、平成15年12月15日発効）」、「三重県洋食器・刃物・手道具金物類製造業最低賃金（時間額843円、平成27年12月20日発効）」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（時間額923円、令和3年12月21日発効）」が適用される労働者については、三重県（地域別）最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

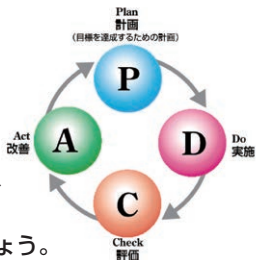
年間安全衛生管理計画の作成について

事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動を継続的、かつ、計画的に実施することが必須となります。

また、事業場の安全衛生水準を向上させるには、前年（度）に取り組んだ安全衛生活動を検証し、その結果を次年（度）の安全衛生活動に反映することが求められます。

三重労働局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html#4_9）に「令和5年(度)安全衛生管理計画及び実施結果報告書」を掲載しておりますのでご活用をお願いします。

※50人以上の製造業（一部業種10人以上）・第三次産業（一部業種30人以上）など一定の事業場には、所轄労働基準監督署長から同報告書を送付の上、年間安全衛生管理計画の作成及び提出を依頼します。



年間安全衛生管理計画を作成し、
『PDCAサイクル』
により、安全衛生活動を推進しましょう。

三重県内の労働災害発生状況

	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和3年	令和4年	対前年比	令和3年	令和4年	対前年比	
	12月8日速報			11月末			
全産業	17	8	-53%	1,806	1,882	+76	+4%
製造業	4	1	-75%	443	494	+51	+12%
鉱業	0	0	±0%	6	2	-4	-67%
建設業	6	5	-17%	220	244	+24	+11%
運輸業	4	0	-100%	240	245	+5	+2%
林業	0	0	±0%	30	20	-10	-33%
商業	2	0	-100%	260	303	+43	+17%
保健衛生業	0	0	±0%	234	226	-8	-3%
その他の産業	1	2	+100%	373	348	-25	-7%

製造業内訳	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和3年	令和4年	対前年比	令和3年	令和4年	対前年比	
	12月8日速報			11月末			
食料品	1	0	-100%	96	111	+15	+16%
木材・木製品	0	0	±0%	18	15	-3	-17%
化学工業	0	1	—	44	60	+16	+36%
窯業土石製品	1	0	-100%	40	28	-12	-30%
金属製品	1	0	-100%	67	76	+9	+13%
一般機械	0	0	±0%	37	48	+11	+30%
電気機械器具	0	0	±0%	25	32	+7	+28%
輸送用機械	0	0	±0%	36	40	+4	+11%
その他の製造業	1	0	-100%	80	84	+4	+5%

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」（新型コロナウイルス感染者を除く）

中小事業主の皆さまへ

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク による周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020702障01

障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点	
			優良	1点				優良	4点	
		②人材面	特に優良	2点				良	2点	
			⑫定着状況	特に優良			6点			
	優良	4点								
	良	2点								
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		⑬満足度、 ワーク・エン ゲージメント	特に優良	6点		
			優良	1点			優良	4点		
		④職務選定 ・創出	特に優良	2点			良	2点		
			優良	1点			⑭キャリア 形成	特に優良	6点	
		⑤障害者就 労施設等 への発注	特に優良	2点				優良	4点	
			優良	1点				良	2点	
		環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点				6点 (満点24点)
				優良	1点	情報 開示 (ディス クロー ジャー)	取組(アウ トプット)	⑮体制・仕事・ 環境づくり	特に優良	2点
	⑦募集・採用		特に優良	2点	優良				1点	
			⑧働き方	特に優良	2点		成果(アウ トカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
	優良			1点	優良				1点	
	⑨キャリア 形成		特に優良	2点	⑰質的側面			特に優良	2点	
			優良	1点				優良	1点	
	⑩その他の 雇用管理		特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点				2点 (満点6点)	
			優良	1点	合計の合格最低点				20点 (満点50点)	
	取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)					

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

ともにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

連合会からのお知らせ

受賞おめでとうございます

一般社団法人 三重労働基準協会連合会長表彰 (令和 4 年10月 4 日 令和 4 年度三重県産業安全衛生大会)

◆ 優良事業場賞 (11事業場)

オバナヤ・セメントックス株式会社
宝酒造株式会社 楠工場
四日市合成株式会社
大東電気株式会社
パイロットインキ株式会社 津工場
株式会社トーエネック 三重支店

株式会社ダイヘン 三重事業所
ニプロファーマ株式会社 伊勢工場
村田機械株式会社 伊勢事業所
オーサカゴム株式会社 名張工場
株式会社カワテック

◆ 功労者賞 (8名)

松岡 正見 (Y K K A P 株式会社 三重工場)
山本 一雄 (中部海運株式会社)
駒田 利秋 (一般社団法人四日市労働基準協会)
中山 良久 (三重トヨタ自動車株式会社)
服部 弘二 (住友電装株式会社 鈴鹿製作所)
吉田 洋志 (古河電機工業株式会社三重事業所)
加藤 幸司 (オキツモ株式会社)
前田 孝夫 (北越コーポレーション株式会社洋紙・白板紙事業本部紀州工場)

(以上「敬称略」)

連合会活動日誌

(令和 4 年 9 月～12月)

◆ 9 月 受動喫煙防止セミナーを開催

(全基連事業：20日 四日市、28日 桑名)

厚生労働省から一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が受託した事業の一部を全基連が再受託し、20日に四日市労働基準協会において開催し27名の参加、また、28日に桑名労働基準協会において開催し25名の参加を得ました。

◆ 9 月25日 労働安全衛生法に基づく免許試験に協力

公益財団法人安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センターによる三重地区出張特別試験が「三重大学」(津市)において行われ(受験者数669名)、その準備・運営に関係団体とともに協力しました。

◆ 9 月30日 都道府県労働基準協会等中部ブロック会議に出席

名古屋市熱田区において開催された「令和 4 年度都道府県労働基準協会等中部ブロック会議」に参加しました。

◆ 10 月 4 日 三重県産業安全衛生大会を開催

三重労働局、県内労働災害防止関係団体との共催、三重県、労使団体の後援により、「三重県文化会館」において、三重県産業安全衛生大会を開催しました。安全衛生分野における優良事業場や功労者の表彰、労働災害防止に向けた「大会宣言」の採択、講演などが行われ、約280名が参加しました。

◆ 10 月19日～21日 福岡で第81回全国産業安全衛生大会が開催され県内2名が緑十字賞受賞

中災防主催の全国産業安全衛生大会が福岡市で開催され、全国から約7,800名が参加。第1日目の全体集会では、当連合会が推薦した永井眞一郎氏と岩間英二氏が緑十字賞を受賞されました。

◆ 10 月31日 総務部会を開催

「三重私学青少年会館」(津市)において総務部会を開催し、事務局から本年度事業の進行状況、本年度予算の執行状況、今後の主要事業の準備状況を報告し、意見を聴きました。

◆ 11 月 8 日 本年度第3回理事会を開催

「三重私学青少年会館」(津市)において第3回理事会を開催し、事務局から本年度事業の進行状況、本年度予算の執行状況、今後の主要事業の準備状況の報告を行うとともに、意見を聴きました。

◆ 11 月15日～25日 各地区の労働基準協会が安全衛生大会・優良勤労者表彰式等を開催

各地区労働基準協会が15日から25日(15日 松阪、17日 津・熊野尾鷲、18日 伊勢・伊賀、25日 桑名)にかけて安全衛生大会及び優良勤労者表彰式等を開催し、連合会から出席し祝辞を述べました。

◆ 12 月26日 地区労働基準協会との業務連絡会議を開催

令和 5 年 1 月12日開催の安全祈願祭・新春賀詞交歓会等について意見交換を行いました。

令和 5 年 1 月～3 月の講習会開催予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

	種 別	実施月日	会 場	受講費用
技 能 講 習	乾燥設備作業主任者技能講習	1月24日～25日	三重私学青少年会館(津)	11,770円
	はい作業主任者技能講習	2月2日～3日	三重私学青少年会館(津)	11,825円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	1月26日～27日	北勢自動車協会(四日市)	12,650円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	1月30日～31日	伊賀市ゆめぼりすセンター(伊賀市)	12,650円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	2月9日～10日	北勢自動車協会(四日市)	12,650円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	3月9日～10日	近鉄百貨店四日市店	12,650円
	有機溶剤作業主任者技能講習	1月10日～11日	近鉄百貨店四日市店	11,990円
	有機溶剤作業主任者技能講習	2月7日～8日	北勢自動車協会(四日市)	11,990円
	有機溶剤作業主任者技能講習	3月7日～8日	近鉄百貨店四日市店	11,990円
	建築物石綿含有建材調査者	2月14日～15日	三重私学青少年会館(津)	49,280円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	1月18日～20日	北勢自動車協会(四日市)	免除なし15,400円 一部免除14,410円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	2月15日～17日	北勢自動車協会(四日市)	免除なし15,400円 一部免除14,410円
	ガス溶接技能講習	1月13日～14日	ポリテクセンター三重(四日市)	13,860円
	高所作業車運転技能講習	2月7日～8日 9日・10日	三重私学青少年会館(津) 中部電力中勢配電訓練所(美里)	免除なし44,990円 1号免除38,500円 2号免除40,590円
養 成 講 習 ・ 特 別 教 育 等	産業用ロボット教示等業務 特 別 教 育	2月21日～22日	ホンダアクティブランド(鈴鹿)	協会員11,110円 非会員14,190円
	産業用ロボット検査等業務 特 別 教 育	3月1日 2日・3日	NDSソリューション(四日市)	協会員23,430円 非会員26,730円
	フルハーネス型墜落制止用器具 特 別 教 育	2月6日	鈴鹿地域職業訓練センター	協会員13,090円 非会員13,640円
	フルハーネス型墜落制止用器具 特 別 教 育	2月7日	三重私学青少年会館(津)	協会員13,090円 非会員13,640円

- (1) 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- (2) 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。
- (3) 料金は消費税・テキスト代を含んでいますが、消費税・テキストの価格が変更された場合には改定することがありますのでご了解ください。

各地区労働基準協会労務管理講習会予定一覧

桑名：2月13日	四日市：2月21日	津：2月14日
松阪：2月16日	伊勢：2月15日	伊賀：1月20日
熊野尾鷲 (尾鷲会場)：1月18日午前 (熊野会場)：1月18日午後		

- (1) 本講習会は会員事業場を対象としています。
- (2) テーマについては各地区労働基準協会にお問い合わせください。